

<p>三 当該被合併法人等の支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額が簿価純資産価額に満たない場合で、かつ、当該満たない金額（以下この号において「簿価純資産超過額」という。）が被合併法人等前九年内事業年度のうち当該支配関係事業年度以後の各事業年度（前条第5項に規定する対象事業年度に限る。）において生じた同項第1号に規定する欠損金額に係る同号に掲げる金額（以下この号において「特定資産譲渡等損失相当額」という。）の合計額に満たないとき</p>	<p>法第57条第3項第1号及び第2号に掲げる欠損金額は、それぞれイ及びロに掲げる金額とする。</p> <p>イ 法第57条第3項第1号に掲げる欠損金額</p> <p>ロ 当該簿価純資産超過額に相当する金額が当該各事業年度における特定資産譲渡等損失相当額のうち最も古いものから順次成るものとした場合に当該事業年度における特定資産譲渡等損失相当額のうち当該簿価純資産超過額に相当する金額を構成するものとされた部分に相当する金額を、当該各事業年度ごとに、それぞれ前条第5項第1号に掲げる金額とみなして同項の規定を適用した場合に同項の規定により計算される法第57条第3項第2号に規定する政令で定める金額に相当する金額</p>
--	---